

## コミュニティ・スクール「教職員の任用に関する意見」について

「コミュニティ・スクールって何?!」(学校運営協議会設置の手引き 平成 28 年 7 月文部科学省 より)

条文解説

四 学校運営協議会の権限

- (一) 校長の作成する学校運営の基本方針の承認 (必須)
- (二) 学校運営に関する教育委員会又は校長に対する意見 (任意)
- (三) 教職員の任用に関する教育委員会に対する意見 (任意)

第五項は、学校運営協議会は、学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることを規定している。学校運営協議会の意見は、当該学校の運営の基本的な方針を踏まえて実現しようとする教育目標、内容等に合った教職員の配置を求める観点からなされるものである。一方、「採用その他の任用」とは、採用、昇任、転任であり、分限(免職、休職、降任、降給)、懲戒(免職、停職、減給、戒告)、勤務条件(給与、勤務時間の決定)は意見の対象とならない。学校運営協議会を設置する学校であっても、市町村教育委員会の内申権、校長の意見具申権に変更は生じないため、学校運営協議会の意見の有無や内容にかかわらず、校長は意見具申を行うことが可能であり、都道府県教育委員会も、市町村教育委員会の内申をまって任命を行う必要がある。その際、市町村教育委員会は、内申の内容について、学校運営協議会の意見の内容との調整に留意する必要がある。また、県費負担教職員に関する学校運営協議会の意見については、市町村教育委員会を経由して都道府県教育委員会に提出される必要がある。これは、設置者としてその内容を了知しておく必要があるためであり、市町村教育委員会においてその内容が変更されるものではない。

第六項は、任命権者は、職員の任用に当たり、学校運営協議会が述べた意見を尊重するものとするを規定している。学校運営協議会の意見は、任命権者の任命権の行使を拘束するものではなく、任命権者は、最終的には自らの権限と責任において任命権を行使することとなるが、任命権者においては、学校運営協議会の意見を尊重し、その内容を実現するよう努める必要がある。

表 2 権限規程の 4 タイプの定義と該当数

タイプ名	定義	教委数 (全体比)	分析対象校数 (全体比)
「完全型」	「承認」「運営意見」「任用意見」の法定 3 権限すべてが条件なしに法律の規程どおりに定められているタイプ。	計 83 教委 (35.0%)	355 校 (22.8%)
「制約型」	「運営意見」及び「任用意見」権限に、「校長への事前聴取」などの条件付けによって制約が加えられているタイプ(すべてが利用権限を制約)。	計 75 教委 (31.6%)	501 校 (32.3%)
「欠損型(1欠)」	「承認」「運営意見」「任用意見」のうち 1 つだけ除外されているタイプで、条件付きの有無は問わない(「承認」権限「任用意見」権限欠如 91.8%、欠如 4.9%、「運営意見」権限欠如 4.9%)。	計 61 教委 (25.7%)	490 校 (31.6%)
「欠損型(2欠)」	「承認」「運営意見」「任用意見」のうち 2 権限が除外されているタイプ。この場合も、「条件付き」の有無は問わない(「承認」権限欠如 12.5%、「運営意見」権限欠如 87.5%、「任用意見」権限欠如 100%)。	計 16 教委 (6.8%)	206 校 (13.3%)

「教職員の任用に関する意見の申出」があった学校は約 16% (H16~23)

【要望の例】

- ・ 地域連携の核となる「社会教育主事」の資格を有する教員の配置
- ・ 小学校に「中・高の英語の免許」をもった教員の配置
- ・ 若手教員の育成のために「学年主任ができるリーダー性」をもった教員の配置
- ・ 部活動の専門的指導ができる教員の配置
- ・ 学習支援員の複数配置

コミュニティ・スクールのタイプ特性とその有効性に関する調査研究 (2017 大阪大学大学院人間科学研究科佐藤晴雄)